

RD社破綻後の県の対応経過(平成23年11月1日現在) 概要版

年 月 日	概 要
平成18年6月8日	RD社破産手続開始決定
平成18年6月22日	滋賀県RD問題対策会議設置
平成18年10月6日	対応方針(案)の公表(県議会において説明)
平成18年12月26日～ 平成20年4月9日	RD最終処分場問題対策委員会の開催(15回開催) 同委員会専門部会の開催(7回開催)
平成19年2月27日～ 平成20年2月25日	RD最終処分場問題行政対応検証委員会の開催(12回開催)
平成20年2月25日	RD最終処分場問題行政対応検証委員会が報告書を知事に提出
平成20年4月9日	RD最終処分場問題対策委員会委員会が報告(答申)を知事に提出
平成20年5月11日	RD最終処分場問題対策委員会委員会の報告(答申)にかかる知事と住民との意見交換会
平成20年5月15日	実施計画策定(対策工選定)の基本方針の公表(環境・農水常任委員会(県議会)で説明)
平成20年5月28日	RD最終処分場地元説明会の開始(～6月12日)、6月12日 産廃処理問題合同対策委員会
平成20年5月29日 平成20年6月4日 平成20年7月24日	RD社、同社元社長その他の関係者に対する措置命令
平成20年9月17日	元社長に対する廃棄物処理法違反による刑事告発
平成20年11月4日	各自治会に「よりよい原位置浄化策」に対する同意要請の文書を送付
平成21年1月28日	栗東市議会における議決(実施計画策定の基本とすることについて同意:付帯決議あり)
平成21年2月5日	よりよい原位置浄化策に係る当初予算見送りを表明(環境・農水常任委員会)
平成21年9月4日	平成21年度緊急対策設計説明会を開催(対象:地元自治会の連絡会(以下「連絡会」という。))

RD社破綻後の県の対応経過(平成23年11月1日現在) 概要版

年 月 日	概 要
平成21年11月22日	環境副大臣来県（RD処分場の視察、地元住民の意見聴取、環境省が問題解決に向けて助言することを表明）
平成22年1月23日	「環境省の助言」および「環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について」（以下「今後の県の対応」という。）を説明し、各自治会長に対して同意を求めた。 （返答の期限：平成22年3月 周辺7自治会の会長等が出席）
平成22年1月23日～ 同年6月17日	周辺7自治会との話し合い（6回開催）
平成22年1月28日	緊急対策工事としての行政代執行（焼却炉撤去工事等）の着手
平成22年6月17日	北尾団地自治会が「今後の県の対応」に対する同意書を提出し、知事と自治会代表者が「RD最終処分場問題の解決に向けた今後の県の対応に関する確認書」を交わす
平成22年6月20日	連絡会が知事に「RD産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」を提出。有害物調査予算等の執行に同意
平成22年8月5日	知事と連絡会構成自治会（6自治会）が「RD事案の解決に向けての覚書」を交わす（環境省室長・栗東市長立会）
平成22年10月30日～ 平成23年8月23日	旧RD最終処分場有害物調査検討委員会（現在まで5回開催）
平成22年6月20日～ 平成23年10月27日	周辺7自治会との話し合い（18回開催）
平成23年11月14日	一次対策工事についての周辺7自治会との合意

R D社破綻後の県の対応経過（平成23年11月1日現在）

詳細版

平成18年6月8日	R D社破産手続開始決定（京都地方裁判所）
6月22日	滋賀県R D問題対策会議設置
10月6日	対応方針（案）の公表（県議会の環境・農水常任委員会で説明）
12月22日	R D社の元役員等（19名）に対し法第18条に基づく報告徴収を、元従業員（20名）に対し任意照会を実施
12月26日	第1回R D最終処分場問題対策委員会の開催
1月29日	第2回R D最終処分場問題対策委員会の開催
2月27日	第1回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
3月12日	R D最終処分場問題対策委員会第1回専門部会の開催
3月27日	第3回R D最終処分場問題対策委員会の開催
平成19年4月23日	第2回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
5月7日	R D最終処分場問題対策委員会第2回専門部会の開催
5月8日	R D最終処分場追加調査（ポーリング調査）の実施（～8月28日）
5月17日	第4回R D最終処分場問題対策委員会の開催
5月21日	第3回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
6月18日	R D最終処分場問題対策委員会第3回専門部会の開催
6月25日	第4回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
6月28日	第5回R D最終処分場問題対策委員会の開催
7月26日	第5回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
7月30日	R D最終処分場問題対策委員会第4回専門部会の開催
8月3日、29日	R D社の元従業員（1名）に対し法第18条に基づく報告徴収を、元従業員等（91名）に対し任意照会を実施
8月21日	第6回R D最終処分場問題対策委員会の開催
8月31日	第6回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
10月3日	第1回R D最終処分場問題対策委員会協議会の開催
10月11日	第7回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
10月15日	R D最終処分場問題対策委員会第5回専門部会の開催
10月25日	第7回R D最終処分場問題対策委員会の開催
	R D最終処分場問題対策委員会第6回専門部会の開催

10月30日	R D最終処分場追加調査（掘削調査）の実施（11月2日中断）
11月12日	R D最終処分場問題対策委員会第7回専門部会の開催
11月14日	第8回R D最終処分場問題対策委員会の開催
11月15日	第8回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
12月1日	第9回R D最終処分場問題対策委員会の開催
12月3日	第9回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
12月18日	第10回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
12月25日	第11回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
12月27日	第10回R D最終処分場問題対策委員会の開催
平成20年1月14日	第11回R D最終処分場問題対策委員会の開催
1月31日	第12回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
2月4日	R D最終処分場追加調査（掘削調査）の再開（～3月11日）
2月14日	第13回R D最終処分場問題行政対応検証委員会の開催
2月23日	第12回R D最終処分場問題対策委員会の開催
2月25日	R D最終処分場問題行政対応検証委員会が報告書を知事に提出
3月15日	第13回R D最終処分場問題対策委員会の開催
3月21日	第14回R D最終処分場問題対策委員会の開催
3月26日	第15回R D最終処分場問題対策委員会の開催
4月9日	R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）を知事に提出
5月11日	R D最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）にかかる知事と住民との意見交換会
5月15日	実施計画策定（対策工選定）の基本方針の公表（県議会での説明）
5月28日	R D最終処分場地元説明会の開始
5月28日	R D社の栗東の最終処分場における違法な埋立てその他の不適正な維持管理に関し、R D社に対して次の4つの措置を命じる措置命令を発出（履行期限：平成23年9月27日）
	(1) 埋立廃棄物の飛散流出の防止
	(2) 汚染された浸透水による周辺地下水の汚染のおそれの除去
	(3) 高濃度の硫化水素ガス等に起因する悪臭による生活環境保全上の支障の除去
6月4日	上記措置命令に係る、確知できない名宛人に対する措置命令の公告
6月27日	R D最終処分場の周辺自治会長と県との会議の開催

7月24日	R D社の栗東の最終処分場における違法な埋立てその他の不適正な維持管理に関し、R D社の元役員および元従業員計3人に対して、上記措置命令項目(2)に掲げる措置を命じる措置命令を発出(履行期限:平成23年9月27日)
8月28日	R D最終処分場地元説明会(2回目)の開始(~9月21日)
9月17日	R D社元代表取締役に対する廃棄物処理法違反を理由とする刑事告発
10月8日	R D最終処分場地元説明会(3回目)の開始(~10月30日)
11月4日	各自治会に「よりよい原位置浄化策」に対する同意要請の文書を送付
平成21年1月28日	栗東市議会における議決(実施計画策定の基本とすることについての同意)
2月5日	よりよい原位置浄化策に係る当初予算見送りを表明(県議会)
4月30日	周辺自治会長合同説明会(これまでの経過と20年度予算の概要、中立的な第三者を交えた協議の場を提示)
5月29日	R D最終処分場問題 周辺自治会合同説明会
9月4日	平成21年度緊急対策設計説明会を開催(対象:地元7自治会のうち北尾団地自治会を除く6自治会の連絡会(以下「連絡会」という。))
11月22日	環境副大臣来県(R D処分場の視察、地元住民の意見聴取、環境省が問題解決に向けて助言することを表明)
平成22年2月4日	連絡会からの「今後の県の対応についての確認事項と質問事項」の提出(追加説明の要求)。
2月15日	周辺7自治会長等に対する「今後の県の対応についての確認事項と質問事項」に係る回答内容の説明会
3月2日	連絡会からの「今後の県の対応についての再確認事項と再質問事項」の提出(追加説明の要求)。
3月9日	「今後の県の対応についての再確認事項と再質問事項」に対する回答文書の周辺7自治会への送付
3月29日	「今後の県の対応」に係る周辺7自治会代表者からの意見聴取
4月20日	「今後の県の対応」に係る周辺7自治会に対する補足説明会の開催
5月10日	連絡会からの「R D処分場調査対策案に関する住民提案」の提出
5月14日	上記住民提案に対する書面回答(周辺7自治会に配布)
5月17日	上記住民提案に対する連絡会との話し合い
5月28日	県と連絡会が現時点での合意事項を確認
6月17日	北尾団地自治会が「今後の県の対応」への同意書を提出。知事と6自治会代表者が「R D最終処分場問題の解決に向けた今後の県の対応に関する確認書」を交わす
6月20日	連絡会が知事に「R D産廃処分場問題に関する県の対応についての見解」を提出。有害物調査予算等の執行に同意
6月28日	環境省室長臨席の下での環境省・周辺7自治会・県の意見交換
7月26日	周辺7自治会との話し合い
8月5日	知事と連絡会構成自治会(6自治会)が「R D事案の解決に向けての覚書」を交わす(環境省室長・栗東市長立会)
8月24日	周辺7自治会との話し合い
9月8日	周辺7自治会との話し合い

10月13日	周辺7自治会との話し合い
10月30日	第1回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
11月24日	周辺7自治会との話し合い
12月27日	周辺7自治会との話し合い
平成23年1月7日	周辺7自治会との話し合い
1月14日	一次調査ボーリング開始
1月23日	第2回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
2月3日	周辺7自治会との話し合い
3月7日	周辺7自治会との話し合い
3月20日	第3回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
3月28日	周辺7自治会との話し合い
4月12日	周辺7自治会との話し合い
5月12日	周辺7自治会との話し合い
6月19日	第4回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
6月29日	周辺7自治会との話し合い
7月4日	今後の進め方に係る北尾団地自治会役員に対する説明会
7月13日	周辺7自治会との話し合い
7月19日	県議会が有害物調査の徹底および速やかな対処を求める請願を採択
8月20日	三日月議員を交えた環境省との意見交換会の開催
8月23日	第5回旧RD最終処分場有害物調査検討委員会
9月5日	周辺7自治会との話し合い
9月15日	周辺7自治会との話し合い
10月27日	周辺7自治会との話し合い
11月14日	一次対策工事についての周辺自治会との合意

環境省からの助言等を踏まえたRD事案に関する今後の県の対応について

県は環境省の助言を真摯に受け止め、次のとおり対応したい。

1 基本方針

- ① 県は当該事案の区域内の有害物をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査として、これまでに実施してきたボーリング調査等に追加して、新たなボーリングによる詳細な有害物調査および既存井戸の浸透水・地下水等の測定を行う。
- ② 当該調査により見つかった有害物は、対策の一環として除去する。
- ③ 調査の実施に当たっては、学識者による有害物調査検討委員会を設置する。
- ④ 有害物除去を実施しても、なお残存すると考えられる有害物は、浸透水および地下水を揚水し、水処理し、浄化することを考える。
- ⑤ 平成 22 年度予算には、有害物調査、既存井戸の浸透水等測定および有害物調査検討委員会の運営に必要な予算を計上する。また、産廃特措法の支援を受けるために、実施計画書策定のための検討調査費を計上するとともに、平成 21 年度から実施している緊急対策の残余工事費を計上する。

2 有害物の調査・除去

- ① ここでの有害物は特別管理産業廃棄物相当とする。対象廃棄物としては、汚泥、焼却灰、ドラム缶等とする。
- ② 今回実施するボーリング調査は、30 mメッシュおよび必要により 10 mメッシュのボーリング調査を実施する。
- ③ 有害物調査により特別管理産業廃棄物相当を超えないが、環境基準を超過する有害物がまとまって存在しているところが見つかった場合は、事案の区域の早期安定化の観点から、当該有害物の除去を検討する。

3 その他

- ① 有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて、周辺自治会と話し合いを進め、県としての対策工法の最終決定を行う。
- ② これまでのボーリング調査等の調査結果については、わかりやすく整理し、今後の関係者との調整等の場における説明の際に活用する。
- ③ 上記 1 基本方針および 2 の有害物調査・除去に関する平成 22 年度予算は、周辺自治会の同意なしには執行しないものとする。

4 平成 22 年度予算措置について

- ① 対策工を確定させるための調査検討費
 - ア 有害物調査費
 - ・ ボーリング調査・分析調査費
 - ・ 既存井戸浸透水・地下水分析費
 - イ 有害物調査検討委員会費
- ② 実施計画書検討調査費
- ③ 緊急対策費（下水道接続工、西市道法面工、地下水揚水工）
- ④ その他（周縁モニタリング、責任追及等）の経費